

被保険者証の廃止に伴う資格確認書の交付等について

1 経緯（被保険者証の廃止）

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が、令和5年12月27日には「改正法の一部の施行期日を定める政令」が公布されたことにより、令和6年12月2日をもって現行の被保険者証は廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けての取組が進められることとなった。

2 概要（スケジュールは別紙1のとおり）

令和6年12月2日時点で交付済みの被保険者証は、その有効期限（目黒区の国民健康保険の場合は、令和7年9月30日）まで有効とみなされる。

被保険者証廃止後は、原則、マイナ保険証（被保険者証利用登録がされたマイナンバーカード）に移行し、その保有状況に応じて「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が交付される。

（1）資格情報のお知らせ

ア 交付対象者

マイナ保険証を保有しているかた。

イ 記載事項

被保険者資格に関すること（別添1のとおり）

（2）資格確認書

ア 交付対象者

マイナ保険証を保有していないなど、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にあるかた。

イ 記載事項

被保険者資格に関すること（別添2のとおり）

（3）その他の証書の取扱い

ア 限度額認定証、限度額・標準負担額認定証、特定疾病療養受療証

現行どおり申請に基づき交付する。

イ 高齢受給者証

マイナ保険証又は資格確認書で確認できることとなるため、廃止する。

ウ 資格証明書・短期被保険者証

被保険者証の廃止に伴い、廃止する（廃止の時点で交付済みのものについては、その有効期限まで有効とみなされる）。

なお、資格証明書の交付に代えて、「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」が交付され、資格情報のお知らせ・資格確認書に特別療養費の対象者である旨の記載がされる。

3 周 知

被保険者証の廃止に伴う資格確認書等の交付について周知するとともに、マイナ保険証のメリットや利用登録・利用勧奨について、以下の方法により広く周知する。

- ・ 国保のしおり、国保だより、周知勧奨チラシ
- ・ めぐる区報、区公式ウェブサイト等
- ・ 総合庁舎内デジタルサイネージ
- ・ 加入者情報のお知らせ（大切なお知らせ）（令和6年9月送付予定）

「加入者情報のお知らせ（大切なお知らせ）」（別添3のとおり）
全てのかたに安心してマイナ保険証を利用していただけるように、医療保険者が把握している加入者の情報（マイナンバーの下4桁を含む）を、全ての医療保険者が被保険者に通知する。

4 条例等の改正

被保険者証の廃止等に伴い、目黒区国民健康保険条例の規定整備が必要となるため、令和6年第3回区議会定例会へ一部改正条例案を提案する。これに先立ち、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問を行うものである。

また、関係規則・要綱についても所要の改正を行う。

- (1) 改正する条項 目黒区国民健康保険条例
第9条の4（療養費）、第23条（徴収猶予）及び
第26条（過料）
- (2) 改正の内容 改正法の一部施行（被保険者証の廃止）等に伴う所要の
規定整備
※別紙2「目黒区国民健康保険条例新旧対照表」を参照

5 今後の予定

令和6年9月	令和6年第3回区議会定例会へ一部改正条例案提出
令和6年9月下旬	加入者情報のお知らせ等を一斉送付
令和6年12月2日	改正条例施行（被保険者証等廃止） 資格情報のお知らせ及び資格確認書の随時交付開始
令和7年7月	資格情報のお知らせ及び資格確認書を一斉送付

以 上

国民健康保険被保険者証等廃止及び資格確認書等の運用スケジュール（概要）

		令和 6 年度		令和 7 年度		
		※被保険者証廃止 12/2 ▼		※被保険者証の有効期限 9/30 ▼		
		～11 月	12～3 月	4～7 月	8・9 月	10 月～
①	被保険者証	有効期限：令和 7 年 9 月 30 日 * 被保険者証の前回一斉更新は令和 5 年 10 月 1 日				被保険者証の経過措置終了 (③の取扱いへ移行)
②	高齢受給者証	※高齢受給者証の有効期限 7/31 ▼				
		有効期限：令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日 * 高齢受給者証の一斉更新は令和 6 年 8 月 1 日（7 月送付予定）			高齢受給者証の廃止 (③に一体化)	
③	資格情報のお知らせ（マイナ保険証を保有）	12/2 以降、新規加入者等に随時交付 有効期限：令和 7 年 7 月 31 日		マイナ保険証保有者に一斉送付 ※ ¹		
	資格確認書（マイナ保険証を不保有）	12/2 以降、新規加入者等に随時交付 有効期限：令和 7 年 7 月 31 日		マイナ保険証不保有者に一斉送付 ※ ²		

※ 1：70 歳以上のかたは、1 年ごとに所得区分に応じた負担割合の見直しがあるため、負担割合が変更となった場合は、更新したものを送付する（負担割合見直しのサイクルは、70 歳以上のかたの資格確認書と同様）。

※ 2：有効期限 70 歳未満：2 年間（令和 7 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日）。以後、2 年ごとに一斉更新。
70 歳以上：1 年間（令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日）。以後、1 年ごとに一斉更新。

改正後（案）	現行
<p>○目黒区国民健康保険条例</p> <p>（療養費）</p> <p>第9条の4 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第7項から第9項までの規定に定めるところによる。</p> <p>【注：法改正に伴う引用条文における項ズレの対応】</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月（<u>急患等として医療機関等を受診した納付義務者については1年</u>）以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>（1）納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</p> <p>（2）納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>（3）納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</p> <p>（4）前3号に掲げる事由に類する事由があるとき。</p> <p>2（略）</p>	<p>○目黒区国民健康保険条例</p> <p>（療養費）</p> <p>第9条の4 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項までの規定に定めるところによる。</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>（1）納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</p> <p>（2）納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>（3）納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</p> <p>（4）前3号に掲げる事由に類する事由があるとき。</p> <p>2（略）</p>

【注：令和6年7月4日付保国発0704第1号参考資料2に係る対応】

※急患等として医療機関等を受診した納付義務者については、
資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内の徴
収猶予を認める。

(過料)

第26条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による
届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、100,000
円以下の過料を科する。

【参考：各項の規定内容】

第5項：資格喪失時の届け出義務

(過料)

第26条 区長は、法第9条第1項若しくは第9項の規定による
届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若し
くは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに
応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

【参考：各項の規定内容】

第9項：資格喪失時の届け出及び被保険者証又は被保険者資格
証明書の返還義務

第3項：滞納世帯主に対する被保険者証の返還請求
(省令で定める期間を経過しても納付しない者)

第4項：滞納世帯主に対する被保険者証の返還請求
(省令で定める期間経過前における請求)

国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規定事項

- 1 改正条例の施行日は令和6年12月2日とする。ただし、第23条の改正規定の施行日は公布の日とすること。
- 2 改正後の第23条の規定は、令和6年7月4日から適用すること。
- 3 施行日前に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。
- 4 改正法附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされている被保険者証に係る施行日後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

※付則の規定については、今後、国からの情報提供の内容も踏まえ、文書担当所管とも協議の上、文言の整理を行う予定です。

また、条例本文についても、今後の文書担当所管との協議の中で若干の文言修正を行う場合があります。